

広報 なかのしま

9月号 南蒲原郡中之島村役場

人口のうごき

— 8月1日現在 —

() 内は7月1日との比較

人口	11,554人 (+23)
男	5,613人 (+14)
女	5,941人 (+9)
世帯数	2,188 (+5)

十月二十八日(日)

村長選挙投票日

村議会補選も同時に実施

村選挙管理委員会では、八月二十一日役場において、今秋予定の村長選挙及び村議会議員の欠員に伴う選挙日程等について委員会を開催いたしました。その結果、選挙日程については、告示が十月二十一日、投票日は、一週間後の十月二十八日(日)に決定いたしました。まだ投票日までには、かなりの日数がありますが、いまだから棄権のないよう充分心がけておきますよう。

そこで、記号式投票の方法については、前号においてもお知らせしましたが、投票しようとする人が、投票所において、投票用紙にあらかじめ印刷してある候補者のうちから、投票しようとする者一人に対して、記号を記載する欄に○の記号を記入して投票箱に入れるというところで、いままでの投票方法と違って、自ら投票用紙に候補者の氏名を記入することがなくなりま

住宅統計調査の実施

十月一日現在で調査

総理府統計局では、住宅およびこれに居住している世帯についての実態を調査し、住宅対策のための基礎資料を作成することを目的として、昭和二十三年から五年ごとにこの調査を実施しています。

にあたりますが、次の要領で行なわれます。調査の対象となつた方々のご協力をお願いいたします。

● 調査日
昭和四十八年十月一日現在

● 調査対象地域
中野東、末宝、中之島第五、

● 調査票の記入
九月末日ころ、調査員がおうかがいし、調査票の記入をお願い致します。なお、調査の記入内容は統計以外の目的に使用されませんし、秘密は絶対に守りますので正確な申告をお願いします。

● 調査事項
六所、西高山新田。
世帯員の構成、建物の構造、建物の規模、居住室の状況などを記入するようになっております。

● 調査票の記入
九月末日ころ、調査員がおうかがいし、調査票の記入をお願い致します。なお、調査の記入内容は統計以外の目的に使用されませんし、秘密は絶対に守りますので正確な申告をお願いします。

老人や子供を交通事故から守ろう

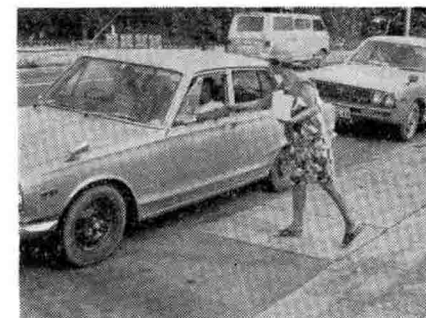
秋の交通安全運動実施

9月21日～9月30日まで

秋の交通安全運動が、九月二十一日から全国的に実施されます。この時期になりますと農繁期を迎えなにかと幼児の保護も手薄になりがちです。危険な場所での遊びや、親元からはなれ道路へのとびだしに充分注意して下さい。

● 子供の横断や、老人の横断などには充分注意し、歩行者の妨害とならないよう充分注意して運転して下さい。

● 飲酒運転、高速暴走運転等無謀な運転はやめましょう!!



重症心身障害者の保護者へ見舞金支給

該当者は9月末日までに届出

県では、このほど在宅心身障害者の保護者に対して、介護の労苦に報いるため見舞金の支給をすることになりました。この見舞金の対象となる者は、村内に居住地を有する在宅の重症心身障害者の保護者に対して毎年一回支給されるものです。

● 対象者の認定 届出書によって、県でその内容を審査し、見舞金の支給を行なうかどうかを決定し、その旨通知します。

● 見舞金の支給 毎年十二月一日の現況により十二月末日までに支給されます。

お詫び

八月号の広報紙、六ページ下段右側に掲載の安全技能診断日は、八月十九日(日)開催となっておりますが、八月二十六日(日)の誤りでしたので、訂正してお詫び申し上げます。

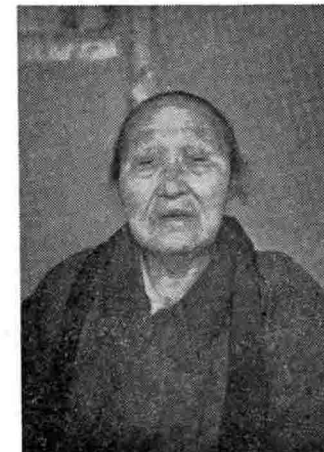
生きがいのある老後生活を
9月15日は敬老の日です



中島ヨシさん 95才 (島田)



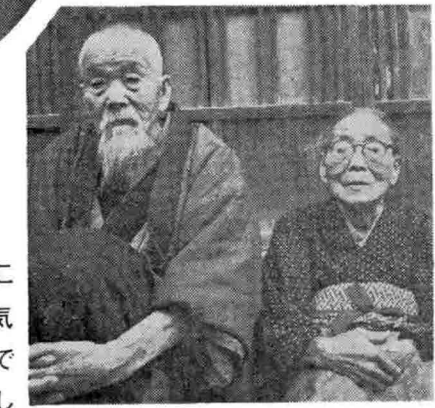
堀 文治さん 98才 (上沼新田)



小畑タヌさん 90才 (杉之森)



樋山クミさん 95才 (中条)



西沢新七郎さん夫婦 93才と86才 (上沼新田)

編集と発行 中之島村役場企画課

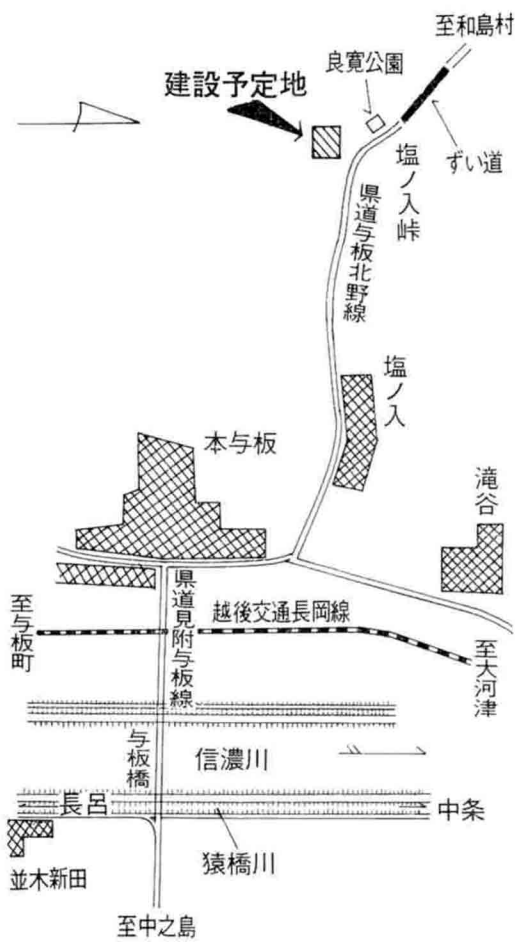
今月の税金

- ▲ 軽自動車税……9月期随時分
- ▲ 保育料……9月分

主なもくじ

- 特別保有税を創設……………(2)
- 村「推奨の木」を募集……………(3)
- 共同火葬場「無憂苑斎場」与板町塩ノ入峠に決定……………(4)
- 昭和49年度村職員採用試験の実施……………(5)
- 10月28日村長選挙投票日……………(6)

共同火葬場「無憂苑斉場」建設位置図



共同火葬場「無憂苑斉場」

与板町塩ノ入峠に決定

三島郡与板町、和島村と共同で建設計画が進められておりました、共同火葬場「無憂苑斉場」の建設位置が、去る、七月十八日（与板町役場で）の一部事務組合の会議において決定されました。

これによりますと、与板町塩ノ入峠境内の県道左側（ずい道の手前約百メートル附近）に、約千二百平方メートルの土地を確保して建設されるものです。

なお、事業費については、約二千四百六十万円で、その内、五百万円については国の補助金でまかなわれます。

また、この火葬場の業務開始は今年十二月頃の予定となっております。

- 加入町村
与板町、和島村、中之島村
 - 施設の名称
無憂苑斉場
 - 施設の建設位置
三島郡与板町大字本与板字塩ノ入（塩ノ入ずい道の手前百メートル地点の県道左側）
 - 敷地面積
約千二百平方メートル
- そこで、この共同火葬場は、長岡、小出広域市町村圏事業の一環として行なわれるもので、広域的な見地から共同処理をはかるうと言うことで、今年六月の各町村議会の議決をへて一部事務組合が設置されたものです。
- 主な計画概要については、次のとおりです。

税条例の改正で

特別土地保有税を創設

5,000㎡以上の土地が対象に

7月1日から施行

最近土地に対する投機取引が横行し、地価が著しく高騰しており、この土地問題の解決が大きな社会問題として提起されております。

国では、これらに対処して行くため、種々検討を重ねてきた結果、土地対策の一環として、去る、四月二十六日地方税法の改正をおこないこの特別土地保有税が創設されました。

そこで、本村でもこの改正によって六月二十三日の村議会において村税条例の改正を行い、七月一日から施行することになりました。

特別土地保有税とは、一体どのような税なのかそのあらましは次のとおりです。

● 特別土地保有税を創設した趣旨

土地の管理費用の増大を通じて、今後の投機的取引による土地取得の抑制を図るとともに、すでに取得された土地の供給促進をねらいとしたものです。

◎ 特別土地保有税の仕組みについて

一、税の構成

特別土地保有税は、次の二種類から成り立っております。

(一) 保有税

土地の所有に対して課税するもの。

(二) 取得税

土地の取得に対して課税するもの。



- 二、納税義務者
- (一) 保有税について
- 昭和四十四年一月一日以後取得した土地に対して毎年一月一日現在において五千平方メートル（約五反歩）以上の土地を所有する者に対して課税されます。
- (二) 取得税について
- 昭和四十八年七月一日以後取得した土地に対して毎年一月一日、または七月一日前、一年以内に五千平方メートル以上の土地を取得した者に対して課税されます。
- 特別土地保有税とはどうゆうために課税されるのでしょうか

この場合の「土地」とは、田畑、宅地、山林、原野その他の土地をさし、土地を所有する者または、土地を取得した者とは、固定資産税の場合において、台帳に登録された者を納税義務者としておりますが、この場合登記の有無にかかわらず、実質の所有者、取得者を納税義務者とするものとされており、

◎ 課税標準額及び税率

一、課税標準額（税額を求めると基礎となる額）は

(一) 保有税については、一月一日現在において所有する土地の取得価額の合計額です。

(二) 取得税は、一月一日現在または、七月一日前、一年以内に取得した土地の取得価額の合計額です。

この場合の取得価額とは、実際に売買した費用、即ち、購入代金、購入手数料などをいいます。

二、税率

税率は、保有税にあっては、百分の一・四パーセント、取得税にあっては、百分の三・パーセントです。この場合、保有税は、算出税額から固定資産税相当額が控除されます。また、取得税についても算出税額から不動産取得税相当額が控除されます。

◎ 徴収の方法

徴収の方法は、申告納付の方法によります。（この方法は、

納税者が、その納付すべき税の課税標準額及び税額を申告し、合せ、その申告をした税金を納付することをいいます。）

申告納付の期限は、保有税については、その年の五月三十一日です。また、取得税については、その年の二月末日、あるいは、七月一日前、一年以内に土地を取得した者は、その年の八月三十一日とされており、

◎ 非課税の範囲

農業を営む者にあっては、農業経営規模の拡大を図るため、農地を取得した場合は非課税とされます。このほか国の施策に適合する土地や、相続等の形式的な所有権の移転にかかる土地についても非課税とされます。

◎ 特別土地保有税の課税適用

一、保有税

昭和四十九年度から適用

昭和四十八年七月一日以後の土地の取得について適用されます。

二、取得税

昭和四十八年七月一日以後の土地の取得について適用されます。

以上、あらましく説明しましたが、特別土地保有税の徴収方法については、固定資産税の場合と異なり、申告納付の方法によることとされており、申告されたこととされたり、過少な申告をされた場合は、加算金が課せられます。

※ 詳細については、税務課へお問い合わせ下さい。

焼いてからではおそすぎる

使用も非常に多くなっており、火災の防止にとめてくださ

乾燥機による

火災の防止を

- 毎年秋の収穫期を迎える頃になりますと、乾燥機による火災が各地で発生しております。
- 特にここの二年のあいだに稲刈機械等の普及によって、自然乾燥から機械乾燥への切り換えがされて来ており、乾燥機の使用も非常に多くなっており、火災の防止にとめてくださ
- 注意事項
 - 乾燥機の周囲は、常に整理、清掃に努め、燃料やもえやすい物はみだりに放置しないようにして下さい。
 - 炉及び付属の設備等については、定期的に点検を行ない火災防止上有効に保持して下さい。
 - 燃料等（灯油）については、延焼の危険のないような箇所に貯蔵または保管して下さい。
 - 消火器等の備え付けを忘れずにお願致します。

約千二百平方メートル

十五・六一（約十九・八五坪）平方メートル。

- 建物
- 本館（作業室、ホール、収骨室等）鉄筋コンクリート造平屋建百六・〇六（約三十二坪）平方メートル。
- 待合室（和室、ロビー、湯沸所、便所等）木造平屋建六
- 葬祭炉
- 二基（二段燃焼式）
- 業務開始予定
- 昭和四十八年十二月
- ※ 詳細については、保健衛生課へおたずねください。

村にふさわしい木を選んでください 村の「推奨の木」を募集

締切は9月30日まで

わが国経済は、驚異的な伸長をとげておりますが、一方においては諸公害がもたらす、自然環境の破壊などで「緑」が年々失われてきております。

そこで、皆さんで「緑」にかこまれた、住みよい郷土、静かな生活環境を取りもどそうというこの運動が、いま全国的におこなわれております。

新潟県においても、昭和四十一年に新潟県の木として「ユキツバキ」が選定され、その後、県内各市町村でも、逐次選定さ



皆んなの手で「緑」にかこまれた、住みよい郷土を

れてきております。そこで本村でも、この運動の拡大を図り、しかも地域性のあつた樹木を集中的にふやすために、「村の木」を選定することになりました。

この選定にあたっては、次の要領によって「村の木」としてふさわしい樹木を募集していただきますので、多数応募してください。

● 推奨の木の種類は、中木性または、高木性のものとし、

低木性の花木や、果樹等は対象としない。
二、歴史的に住民と関係の深い樹木。
三、植物分布上、特性のある木
四、市町村の産業経済と関連があり、中之島村のイメージとなる樹木。
五、選定にあたっては、季節性、觀賞性(花、実、葉、木肌、樹形)、用途、植栽の安全性等総合的に検討する。

● 応募の方法
一、あて先、役場産業課
二、応募用紙、官製ハガキに、推奨の樹木名と選定理由を簡単に記入して下さい。また住所、氏名、年齢、職業などもはつきりと記入して下さい。(注・応募は、一人一点に限る)

● 応募のしめきり
昭和四十八年九月三十日

● 推奨樹木の選考
応募者の中から、推奨の木にふさわしいものを数点選出し、その内から選考決定します。

● 入選者には粗品を進呈
応募者の中から、選定樹木の入選者に対し、抽せんで粗品を進呈します。

● その他、選考の結果等については次号に掲載し、みなさんにお知らせします。
※ 詳細については、産業課へおたずねください。

稲ワラ公害の防止を

ワラは焼かずに土に返そう

秋の収穫期もいよいよ最盛期に入っております。毎年この時期になりますと、ワラ焼が各地でおこなわれ、「ケムリ」公害が発生しております。本村でも、ここ二、三年の間に、稲刈りあとの生ワラ焼の傾向が非常に強くなって来ております。他人のめいわく等も考え、稲ワラは焼かずに、地



力の維持、増進をはかるため、堆肥に利用しましょう。最近特に、水田には堆肥を施さず、化学肥料だけにたよってきているため、収量、品質などの低下が問題視されております。これらの解決のためにも、ぜひ生ワラは焼かずに処理するようにしましょう。
● 稲ワラを堆肥につかう場合
排水の悪い田は、生ワラのすき込みを避け堆肥につまみましょう。
● 乾田での生ワラは、石灰チツソ、ケイカル等を散布して、分解を早めて下さい。

昭和49年度 村職員採用試験の実施

締切は10月5日まで

村では、昭和四十九年度の職員採用初級試験を次の要領で行います。

- 採用人員及び職種
一、一般事務 一名
二、土木事務 一名

● 受験資格
昭和二十五年四月二日から昭和三十一年四月一日までに生まれ、高等学校卒業以上、または卒業見込みのある男子。
ただし、「土木職員」については、農業土木、または普通土木の専攻者に限ります。
なお、欠格事項は次のとおりです。

- 一、日本の国籍を有しない者
- 二、禁治産者及び準禁治産者
- 三、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終るまで、または執行を受けることがなくなるまでの者
- 四、当該団体職員としての懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 五、日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法または、その下に成立した政府を暴力

で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

● 試験の方法
第一次試験として、どの職種にも共通に、高等学校卒業程度の内容で、地方公務員として必要ない般知識および教養について択一式による筆記試験並びに作文試験を行います。第二次試験として、第一次試験合格者に対し口述試験を行います。

● 試験日及び試験場
一、試験日時、昭和四十八年十月二十一日(日)午前九時から九時四十分まで受付します。(遅刻者は受験できませんのでご注意ください)
二、試験場、県立長岡高等学校(長岡市学校町三丁目)

● 試験当日の携行品
試験当日は、受験票及び筆記用具、昼食、上履等は必ず用意して下さい。

● 合格通知
一、第一次試験の結果は、昭和四十八年十二月八日までに通知します。

現在建設が進められている「刈谷田」に決まりました。この応募にあたっては、「刈谷田」など三十九名、四十七件の応募があり、慎重、審査の結果、村民に親しみやすく、しかも村の歴史的、地理的に深い

「老人憩の家」の名称

応募者三十九名の中から「刈谷田荘」に決定

● 第二次試験
第二次試験として、第一次試験合格者に対し、口述試験を行います。期日は、一次試験結果の通知と併せて連絡します。

● 合格から採用まで
一、第二次試験の合格者のうち、高得点を合格者として採用します。
二、初任給は原則として三万七千五百円で、そのほか条例に基づき期末、勤勉等の諸手当が支給されます。

● 受験の申込期間
一、受験の申込期間は、昭和四十八年九月二十一日から十月五日午後五時まで。(期間後は受け付けません)

● 受験申込時の提出書類
受験者は次の書類を添えて役場庶務課に申し込んでください。(自署のこと)
一、履歴書(市販のもの)一通
二、写真(タテ四センチ、ヨコ三センチ、胸から上部)二枚
三、最終学校の卒業、または在学証明書一通
● その他
この試験は、県内の町村が共同で町村職員人事事務組合

編集室より

広報なかのしまで発刊されてから、まだ数ヶ月ですが、毎月紙面作りに、新鮮さを取り入れみなさんのための広報紙にしたいと苦心しております。ご意見、ご希望等なんでもかまいませんので係あてに原稿をお寄せください。

- 楓荘、柏樹荘、老人寄楽荘、大竹荘、さくら木荘、寿楽荘、憩楽荘、桃源の里、桃源の家、福住荘、白寿荘、敬老荘、やすらぎ荘、清閑荘、憩竹園、貫寿荘、長寿の家、柏浄庵、瑞竹荘、開楽荘、百楽荘、永寿荘、福寿、極楽荘、ニニ一寿楽、静翠の家、わたしもの家、幸和荘、苺、わらく、やよい、あかつき、きさらず。

- 刈谷田荘と応募された方のお名前
中野西 田中栄松
中野西 中島栄七
中之島 皆川庄吾
中西 羽賀嘉蔵
中野西 田中次郎